

新旧対照表

令和 7 年 5 月 2 日

三菱 UFJ e スマート証券株式会社

変更箇所は下線

オンライン・トレード取扱規定

新文書	旧文書	備考
(略) 第 14 条 (執行) 1. お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、法令、諸規則及び各商品の約款等に従い、注文内容を確認後相当な時間内に執行します。 ただし、当社が受付したお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、<u>あらかじめお客様に連絡することなく当該注文の全部または一部を執行しない、若しくは一時的に待機させる</u>ことがあります。 (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に反することになった場合 (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 (3) 取引注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 (4) <u>取引注文の内容が、最良気配値と価格乖離が大きい等で、予想せぬ価格で取引する可能性がある</u>と当社が判断した場合 (5) その他、取引の健全性に照らし、不適当と当社が判断した場合 2. 当社は下記の場合その責任を負いません。 (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合 (2) 前項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合	(略) 第 14 条 (執行) 1. お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、法令、諸規則及び各商品の約款等に従い、注文内容を確認後相当な時間内に執行します。 ただし、当社が受付したお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、<u>予め</u>お客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。 (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に反することになった場合 (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 (3) 取引注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 (4) その他、取引の健全性に照らし、不適当と当社が判断した場合 2. 当社は下記の場合その責任を負いません。 (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合 (2) 前項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合	

新文書	旧文書	備考
(略) (2025 年 <u>5</u> 月) 改訂	(略) (2025 年 <u>3</u> 月) 改訂	

オンライン・トレード取扱規定（金融商品仲介）

新文書	旧文書	備考
(略) 第 1 4 条（執行） 1. お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、法令、諸規則及び各商品の約款等に従い、注文内容を確認後相当な時間内に執行します。 ただし、当社が受付したお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文の<u>全部または一部</u>を執行しない、<u>若しくは一時的に待機させる</u>ことがあります。 (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条に反することになった場合 (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 (3) 取引注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 (4) <u>取引注文の内容が、最良気配値と価格乖離が大きい等で、予想せぬ価格で取引する可能性がある</u>と当社が判断した場合 (5) その他、取引の健全性に照らし、不相当と当社が判断した場合 2. 当社は下記の場合その責任を負いません。 (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合 (2) 前項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合	(略) 第 1 4 条（執行） 1. お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、法令、諸規則及び各商品の約款等に従い、注文内容を確認後相当な時間内に執行します。 ただし、当社が受付したお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。 (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条に反することになった場合 (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 (3) 取引注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 (4) その他、取引の健全性に照らし、不相当と当社が判断した場合 2. 当社は下記の場合その責任を負いません。 (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合 (2) 前項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合	

新文書	旧文書	備考
(略) (2025 年 <u>5</u> 月) 改訂	(略) (2025 年 <u>3</u> 月) 改訂	

オンライン・トレード法人口座取扱規定

新文書	旧文書	備考
(略) 第 14 条 (執行) 1. お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、法令、諸規則及び各商品の約款等に従い、注文内容を確認後相当な時間内に執行します。 ただし、当社が受付したお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、<u>あらかじめお客様に連絡することなく当該注文の全部または一部を執行しない、若しくは一時的に待機させる</u>ことがあります。 (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に反することになった場合 (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 (3) 取引注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 (4) <u>取引注文の内容が、最良気配値と価格乖離が大きい等で、予想せぬ価格で取引する可能性がある</u>と当社が判断した場合 (5) その他、取引の健全性に照らし、不相当と当社が判断した場合 2. 当社は下記の場合その責任を負いません。 (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合 (2) 前項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合	(略) 第 14 条 (執行) 1. お客様が本サービスを利用して委託された取引注文は、法令、諸規則及び各商品の約款等に従い、注文内容を確認後相当な時間内に執行します。 ただし、当社が受付したお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、<u>予め</u>お客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。 (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に反することになった場合 (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 (3) 取引注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 (4) その他、取引の健全性に照らし、不相当と当社が判断した場合 2. 当社は下記の場合その責任を負いません。 (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合 (2) 前項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合	

新文書	旧文書	備考
(略) (2025 年 <u>5</u> 月) 改訂	(略) (2025 年 <u>3</u> 月) 改訂	